

# 官庁営繕環境行動計画

令和7年7月1日  
官庁営繕部

## 1. 基本的考え方

環境基本法に基づく環境基本計画や地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画等を踏まえ、令和7年6月20日に改定された国土交通省環境行動計画では、脱炭素の必要性の高まり、循環経済の重要性の高まりなどの環境に関する国内外の大きな潮流等を踏まえ、あらゆる政策の立案・実行において、環境政策との整合を図り、予算、税制、法令等の様々な手段を用いて政策を展開することで、環境政策が目指すウェルビーイングの向上を図りながら、国土交通省の任務を果たすこととしている。

これを受けて、官庁営繕部では、官庁施設における総合的な環境対策の推進と、公共建築分野における先導的役割を果たすため、国土交通省環境行動計画に定められた七つの重点分野のうち、以下の(1)から(4)の四分野において、七つの環境対策を推進する。

### (1) 徹底した省エネ・クリーンエネルギーへの移行、再エネの供給拡大等の国土交通GXの推進

- ・ 環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備
- ・ 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大
- ・ ライフサイクルカーボンに配慮した官庁施設の整備
- ・ 官庁施設における木材利用の推進

### (2) 再生資源を利用した生産システムの構築

- ・ 建設リサイクルの推進

### (3) 気候変動に適応できる社会の形成

- ・ 官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進等

### (4) グリーン社会を支える体制・基盤づくり

- ・ 政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

## 2. 環境対策の推進

### (1) 環境対策の取組

1. の基本的考え方に基づき、以下に取り組む。
  - ・ 官庁施設の新築及び改修時の環境対策の実施
  - ・ 官庁施設の環境対策に関する技術的支援

### (2) 環境対策項目の設定

毎年度、重点的に取り組む具体的な内容について、環境対策項目を設定する。環境対策項目の設定に当たっては、前年度の環境対策項目の実施状況を点検し、その結果を踏まえ、見直しを行うこととする。

### (3) 環境対策の取組状況の公開

環境対策への取組状況については、毎年度、官庁営繕環境報告書として取りまとめ公開する。